

令和6年度第1回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

## 報 告 資 料

「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例」の制定について

○ 日 時 : 令和6年4月4日(木) 13:30~15:30(予定)

○ 場 所 : 福岡県庁 特1会議室

## 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センター（※）の設備及び運営の基準を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるため。

※ 令和6年4月1日から、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として新たに児童福祉施設に位置づけられるもの。

### 2 改正の概要

(1) 里親支援センターに係る規定を整備するもの。

主な項目		規定内容	条項
設備の基準		事務室、相談室等の里親等が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けること	第89条
運営の基準	職員の配置	里親支援センターの長、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を配置すること	第90条 第91条
	里親支援の内容	里親制度等の普及促進、里親希望者の開拓、里親等への研修の実施、里親委託の推進、里親等及び委託児童への支援その他の支援を包括的に行うこと	第92条
	その他	自ら業務の質に関する評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図ること	第93条
		関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たること	第94条

(2) 児童福祉施設が自立支援計画を策定する際に、入所者の年齢、発達の状況、その他入所者の事情に応じ、意見聴取その他の措置をとることにより、入所者の意見又は意向を勘案することを義務付けるもの。

(3) その他所要の規定の整理を行うもの。

### 3 施行期日

令和6年4月1日